

## 第4期 特定健康診査等実施計画

ダイレクトマーケティングミックス健康保険組合

令和6年4月

## 背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に対する健康診査（特定健康診査）及びその結果により、健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされた。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条により、6 年ごとに 6 年を一期として特定健康診査等実施計画を定めることとする。

## 当健康保険組合の現状

当健康保険組合は、オペレーションアウトソーシング（人材派遣や BPO）を行う株式会社ダイレクトマーケティングミックを母体とした健康保険組合である。事業所数は 4 事業所である。

当健康保険組合に加入している被保険者の平均年齢は 34.5 歳で、男女の構成比は凡そ 45 : 55 となっている。

健康診断については、従来より事業主が拠点としている契約医療機関等を中心として、当健康保険組合が医療機関と契約をしているが、今後も被保険者・被扶養者の利便性等を考慮しながら、都度、新たな医療機関と契約していく計画である。

## 特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

### 1 特定健康診査等の基本的考え方

日本内科学会等内科系 8 学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

### 2 特定健康診査等の実施に係る留意事項

今後、市町村国保の行う特定健康診査を受診している被扶養者が判明した場合には、そのデータを受領するとともに、今後は当健康保険組合が主体となって特定健康診査を行い、そのデータを管理する。

### 3 事業者等が行う健康診断及び保健指導との関係

従来から事業主健診を共同事業として実施していたことから、引き続きアウトソーシングを併用して健康診断を実施する。特定健康診査費用については、基本、労働安全衛生法に規定の項目は事業主が負担する。また、健康保険組合にて特定健康診査データを受領し、特定保健指導を委託業者と契約し実施する。

### 4 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群への保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための特定保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

## I 達成目標

### 1 特定健康診査の実施に係る目標

令和 11 年度における特定健康診査の実施率を 90%以上とする。

この目標を達成するために、令和 6 年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率 ( % )

	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	国の目標値
被保険者	96%	97%	98%	99%	99%	99%	
被扶養者	3%	7%	10%	13%	19%	33%	
被保険者+被扶養者	89%	90%	91%	92%	93%	94%	90%以上

### 2 特定保健指導の実施に係る目標

令和 11 年度における特定保健指導の実施率 60%以上とする。

この目標を達成するために、令和 6 年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率 ( 人 ) ( % )

	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	国の目標値
40 歳以上対象者(人)	854	859	864	869	874	879	
特定保健指導対象者数(推計)	141	150	159	169	179	189	
実施率(%)	15%	20%	25%	30%	35%	60%	60%以上
実施者数(※)	21	30	40	50	62	113	

※実施者数においては、動機付け支援実施者数及び積極的支援実施者数の切上げ人数の合計より算出。

特定保健指導は、ICTでの特定保健指導を基本とし、複数のアウトソーシング先を活用する。また、保健指導内容を考慮して、実施率を目標に近づけるようにしていく。

### 3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

令和 11 年度において、令和 6 度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を 10%以上とする。

## II 特定健康診査等の対象者数

### 1 対象者数

#### ① 特定健康診査

被保険者

(人)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
被保険者数	2,561	2,581	2,601	2,621	2,641	2,661
40歳以上対象者	788	791	794	797	800	803
目標実施率(%)	96%	97%	98%	99%	99%	99%
目標実施者数	754	764	775	787	795	797

被扶養者

(人)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
被扶養者数	511	511	511	511	511	511
40歳以上対象者	66	68	70	72	74	76
目標実施率(%)	3%	7%	10%	13%	19%	33%
目標実施者数	2	5	7	9	14	25

被保険者＋被扶養者

(人)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
被保険者＋被扶養者数	3,072	3,092	3,112	3,132	3,152	3,172
40歳以上対象者	854	859	864	869	874	879
目標実施率(%)	89%	90%	91%	92%	93%	94%
目標実施者数	756	769	782	796	809	822

#### ② 特定保健指導の対象者数

被保険者＋被扶養者

(人)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
40歳以上対象者	854	859	864	869	874	879
動機付け支援対象者	43	46	49	52	55	58
実施率(%)	12%	22%	24%	31%	38%	60%
実施者数	5	10	12	16	21	35
積極的支援対象者	98	104	110	117	124	131
実施率(%)	16%	19%	25%	29%	33%	60%
実施者数	16	20	28	34	41	78
保健指導対象者計	141	150	159	169	179	189
実施率(%)	15%	20%	25%	30%	35%	60%
実施者数	21	30	40	50	62	113

### Ⅲ 特定健康診査等の実施方法

#### (1) 実施場所

特定健康診査は、契約医療機関で人間ドックや生活習慣病健診に包含して実施する。  
特定保健指導は、複数のアウトソーシング先を利用し、指導を受けやすい環境を整える。  
遠隔地の者の特定保健指導については、ICTでの特定保健指導を行える機関に委託する。

#### (2) 実施項目

実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目とする。

#### (3) 実施時期

実施時期は、通年とする。

#### (4) 委託の有無

##### ア 特定健康診査

基本的に契約医療機関を利用する。一部地方自治体の実施する特定健康診査を利用した被扶養者については、そのデータを入手し使用する。

##### イ 特定保健指導

基本的に特定健康診査・特定保健7212指導の円滑な実施に向けた手引き（第4版）4章の考え方に基づきアウトソーシングする。委託機関を通じて全国での利用が可能となるよう借置する。

#### (5) 受診方法

原則、対象者が自分で受診申込を行い受診するか事業主が契約医療機関への申込を行う。申込の案内は当健康保険組合のホームページを通じて行う。特定健康診査の受診者の窓口負担は無料とする。ただし、規定の実施項目以外を受診した場合、その費用は当健康保険組合の基準に基づき、一部個人負担が発生する。

#### (6) 周知・案内方法

周知は、主としてホームページに掲載して行う。被扶養者については必要に応じて個別の案内を行う。

#### (7) 健診データの受領方法

健診のデータは、契約健診機関およびアウトソーシング先から電子データを随時（又は月単位）受領して、当健康保険組合で保管する。また、特定保健指導について外部委託先機関実施分についても同様に電子データで受領するものとする。

#### (8) 特定保健指導対象者の選出の方法

特定保健指導の対象者については、対象者数が変動し想定できないため、指導が必要とされる者には、全員に特定保健指導の案内をする予定である。特定保健指導の実施に当たっては、指導効果の面からも40歳代の者に重点をおき実施していく計画である。

#### IV 個人情報の保護

当健康保険組合は、ダイレクトマーケティングミックス健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守する。

当健康保険組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健康保険組合のデータ保護管理者は、常務理事とする。また、データの利用者は当健康保険組合の職員に限る。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

#### V 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、ホームページに掲載する。

#### VI 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、理事会において報告を行い、必要に応じて見直しを検討する。

#### VII その他

当健康保険組合に所属する職員に特定健康診査・特定保健指導等に関して、その目的、重要性を認識させるための研修やセミナーに随時参加させる。